

山口市

猫の適正飼養等ガイドライン

人と猫とが快適に共生できるまちを目指して

概要版



平成28年3月
山口市

原案作成
編集・発行

山口市ペット適正飼養等検討協議会
山口市環境部環境衛生課
〒753-0214 山口市大内御堀 496 番地
(TEL)083-941-2176 (FAX)083-927-1530
(E-mail) kankyo-e@city.yamaguchi.lg.jp

01 策定の目的

山口市では飼い猫の不適正な飼養や、捨て猫等による野良猫の繁殖、ふん尿被害など、深刻化しつつある様々な問題を地域の環境問題としてとらえ、こうした課題を解決するための指針として『山口市猫の適正飼養等ガイドライン』を策定しました。

この「ガイドライン」では、これまで明確ではなかった猫の飼い方や接し方など、猫にかかわる全ての人々が現代の住環境下で最低限守るべきルールを提案しており、これを指針として推進していくことにより、人と猫とが快適に共生できるまちづくりの実現を目指します。(ガイドラインの「詳細版」が必要な方は、恐れ入りますが警頭の連絡先にお尋ねください。)

02 策定の背景

市民の皆様からは、毎年、多くの猫に関する苦情や相談が寄せられています。特に動物愛護の解釈や猫への接し方は人によって様々で、「かわいそうだから」とか「かわいいから」といった理由で周辺環境への配慮をせずに思い思いに猫に接した結果、野良猫の増加や、ふん尿被害、庭木・農作物被害、鳴き声等でトラブルに発展するケースが多く見受けられます。



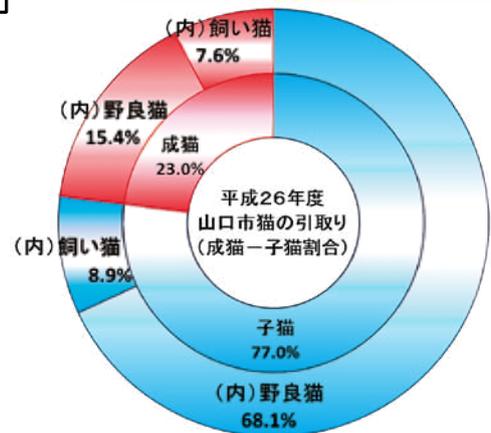
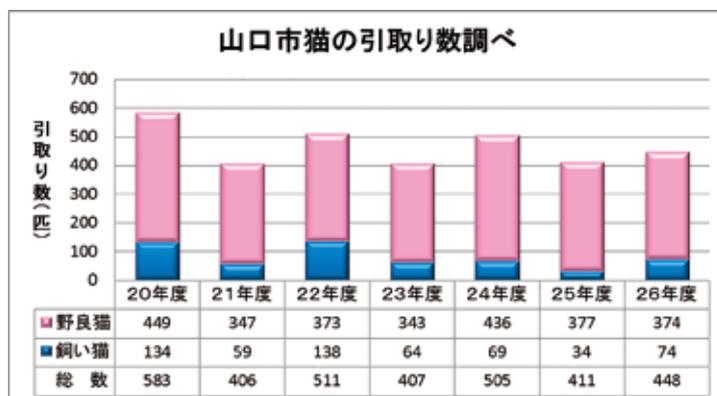
また、猫の平均寿命は飼い猫が10年前後、野良猫は5年以下と推測されますが、猫は年3~4回発情が訪れ、交尾したメス猫はほぼ100%妊娠するといわれており、妊娠すれば1回の出産で子猫が3~8匹生まれるため、なんらかの対策をとらなければトラブルは増加するばかりです。

なお、市内では“毎年350~400匹”の所有者の判明しない猫が引き取られ、そのほとんどが殺処分されています。

さらに、市道等の公の場所で車に轢かれるなどして命を落とすものだけでも毎年約400匹程度(国・県管理の道路等で死亡したものを除く)あります。ここで改めて動物愛護とは何かを問う時期が来ているのではないのでしょうか。



「山口市猫の引取り状況」



03 猫の特性

猫と快適に暮らすためには、猫の特性を理解することが必要です。この「概要版」では紙面の都合により環境問題に関連の強い特性についてのみご紹介いたします。より詳細にお知りになりたい場合は、ガイドライン「詳細版」をご覧ください。

(1) 行動と行動範囲

- ・単独行動が基本(単独で留守番をしても平気といわれている)
- ・高いところや狭いところを好んで動き、不安な場所では隠れることが一般的
- ・この習性を理解し、上下運動できる高低差のあるところ、隠れられるところ、眠れるところなど、猫が安心する環境を整えることで「屋内飼養」が十分可能
- ・犬に比べて狭く、野良猫の場合、エサ場を中心にその周辺程度といわれている
- ・縄張り(テリトリー)が存在し、オス猫はメス猫に比べ範囲が広く縄張り意識も強い
- ・そのため、メス猫の発情期には行動範囲が広がり、ケンカ(縄張り争い)が増える
- ・「去勢」の後、オス猫の行動範囲が2分の1程度に縮小したとの調査結果がある



(2) 繁殖（発情と妊娠）

- ・メス猫の発情は年3～4回、約1週間続き、妊娠するまで発情をくりかえし、かん高い声で鳴いてオス猫を求めて歩き回る（不妊手術により発情しなくなる）
- ・オス猫は生後6ヶ月程度で生殖能力を備え、メス猫の発情に誘われて発情、発情すると壁などに尿をかけるマーキング行動（尿スプレー）を行うようになる（去勢手術により抑制可能）
- ・メス猫は生後6ヶ月程度で繁殖能力を備え、交尾の刺激で排卵（交尾排卵）するため、交尾するとほぼ100%妊娠
- ・年に3回程度出産し、妊娠期間は約2ヶ月で、1回の出産で3～8匹生まれる



(3) トイレ

- ・乾いた場所で行う習性があり、やわらかい土や砂の上を好む傾向がある
- ・餌場の周辺で、決まった場所に排泄をする習性があるので、「特定の場所に排泄をするようにしつけ」できる

(4) 鳴き声

- ・猫同士のコミュニケーションの1つで、警戒、威嚇、発情期の誘いなどの表現にも使われる
- ・発情期特有のかん高い、落ち着きのない鳴き声等は、「不妊・去勢手術」により抑えられる

(5) 尿スプレー

- ・自分の縄張りを示すためや不安を感じたときに起こす行動で、「去勢手術」をすると尿スプレーが抑えられ臭いも薄くなる（去勢手術により90%近くが尿スプレーをやめるといわれている）



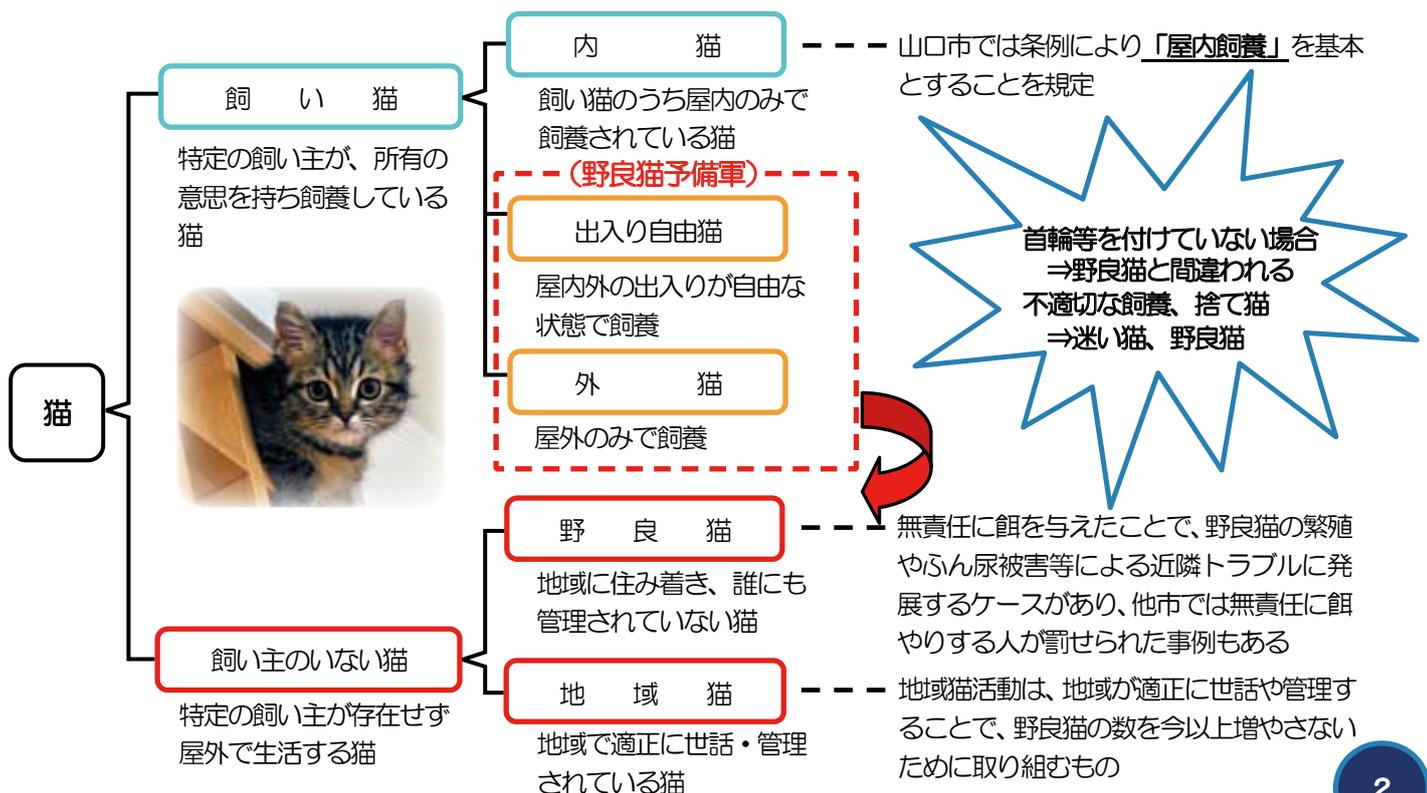
(6) 寿命

- ・飼い猫の平均寿命は10年前後と推測されているが、近年の医療の進歩やバランスの取れた食事等により寿命はさらに延びる傾向で、長寿の猫は20年以上生きるものもいる
- ・野良猫は外で生活するため事故や病気により飼い猫と比べ寿命が短く3～5年程度
- ・このことから愛情を持って、大切に、永く、猫を飼うには「屋内飼養」が望ましい



04 猫の分類

ガイドラインでは、人と猫の関わり方の違いにより、猫を次のように分類しています。



05 猫を飼う人のルール

私たち「人」と「猫」を取り巻く環境は大きく変化してきています。

かつては、餌さえ与えておけば、自由に外に出て用を足し、しつけも必要ない、法律で犬のような登録や予防注射が義務付けられているわけでもない、猫は自由気ままが一番、首輪や不妊・去勢手術はかわいそうなどといった意識を多くの方が持っておられたと思われます。



こうした環境の中で生活し、自由に行き来してきた猫たちも、現在の近隣関係や住環境下では、犬のように係留が義務化されていない分、トラブルの原因にもなりやすく、また、野良猫の増加の原因となるなど、飼い主や世話をする人も責任と自覚を持って適正な飼養を考えていく必要があります。

猫を飼うにあたっての心構え

猫を飼うことは、飼い主がその猫の一生について責任をもって面倒をみることです。飼い主は、猫の習性・行動などを理解し、「命」の大切さを十分に理解したうえで、最後まで責任をもって飼いましょう。

- ① 猫を飼える住居環境ですか？
- ② あなたのライフスタイルに合っていますか？
- ③ 家族は猫を飼うことを賛成し、協力を得ることができますか？
- ④ 毎日欠かさず世話をすることができますか？
- ⑤ 近隣に迷惑をかけないようにできますか？
- ⑥ 猫の世話にかかる費用を考えてみましたか？
- ⑦ 将来にわたって世話をすることができますか？
- ⑧ 万が一、飼えなくなったときのことを考えていますか？



(1) 法令などの遵守

以下は飼い主の責務や飼養管理等に関する主な法令や基準等の抜粋です。必ず守りましょう。

◎動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）※以下、動物愛護管理法という

- ・動物の所有者又は占有者の責務等（第7条）
- ・犬及び猫の繁殖制限（第37条）
- ・愛護動物の殺傷、虐待、遺棄に対する罰則（第44条）

◎家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）

- ・終生飼養、適正飼養など（第1）
- ・健康及び安全の保持、生活環境の保全、適正な飼養数、繁殖制限等（第3）
- ・猫の飼養及び保管に関する基準（第5）

◎山口市の生活環境の保全に関する条例（平成17年山口市条例第129号）

- ・動物の所有者及び占有者の責務（第39条）
- ・猫を飼養する者の遵守事項（第42条）
- ・遵守事項に違反している場合の勧告及び命令（第43条）
- ・命令に違反した場合の罰則（第50条）

(2) 終生飼養の責務

- ・居住環境や周辺的生活環境に配慮し、愛情と責任をもって終生にわたり飼養
- ・動物愛護管理法（第44条）では「愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金、給餌若しくは給水をやめる等の虐待や遺棄をした者は、100万円以下の罰金に処する」となっている

(3) 屋内飼養に努める

- ・屋内での飼養に努める **✖** 屋外や出入り自由な状態での飼養 ⇒猫の失踪や野良猫化につながり、野良猫の増加の原因 ⇒ふん害等近隣的生活環境への被害、ご近所トラブルに ⇒事故、感染症等による死、ケンカによる怪我
- ✖** 屋外で餌を与え片付けずに放置 ⇒野良猫やカラス等を寄せ付け、近隣の住民の迷惑に
- ・猫の習性をよく理解し次のような環境を整えれば、狭いスペース、間取りでも屋内飼養は十分可能





チェックポイント1 屋内飼養の必要性・ポイント

◆猫を外に出す問題点！

- ⇒猫同士のケンカ
(怪我や感染症)
- ⇒感染症
- ⇒交通事故死の多さ
- ⇒帰還率の低さ
(迷い猫から野良猫に)
- ⇒近隣トラブル
(ふん尿被害や鳴き声等)
- ⇒野良猫の繁殖につながる



◆外に出る猫を室内飼いにするポイント

- ⇒引越や不妊手術等の環境変化がチャンス
- ⇒外に出る機会、時間を減らしていく
 - ・外で食事を与えられないよう屋内で決まった時間に食事を与える(こまめに分ける)
 - ・適切な猫用トイレの屋内設置、清掃
- ⇒猫の習性にあった環境を整備(極力コアエリアに)
 - ・適切な食事と水
⇒食事のお皿は1匹ずつ
 - ・適切なトイレ
⇒トイレの数=猫の数+1
⇒トイレは常に清潔(×くさい、×汚い、×きつい匂い)
⇒箱の中に砂、あるいは市販のトイレ
⇒排泄物は健康の目安(よく観察して片付ける)
 - ・隠れる場所(隠れる習性、安心)、箱等を与える
 - ・安心して眠れる場所
 - ・屋内で上下運動出来る工夫(上下運動する動物)
 - ・外が見えるところ(=動く刺激、ストレス発散)
⇒×「外を見ている=外に出たい」
○「安心な場所から動くものなどを見たい」という習性
 - ・室内を楽しく(遊び、おもちゃ、草等の自然なものを持ち込む等)



(4) 繁殖制限



チェックポイント2 不妊・去勢手術の必要性



繁殖して数が増え適正な飼養ができなくなる恐れがある場合

やむをえず屋内飼養ができず屋外や出入り自由な状態で飼養する場合

不妊・去勢手術の必要

法律では・・・動物愛護管理法(第37条)で、猫の所有者は「みだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない」ことを規定

市の現状・・・毎年350~400匹の所有者の判明しない猫が引き取られ、そのほとんどが殺処分されている
毎年400匹程度、市道等公の場所(国・県管理の道路等を除く)で車に轢かれる等で命を落としている
繁殖した野良猫のふん尿被害等で近隣トラブル増加(野良猫は捨て猫、無責任な餌やり等が原因で繁殖)

不妊・去勢手術のメリットって・・・

オス猫の場合：去勢手術

- ・発情しない
- ・妊娠させない
- ・尿の臭いが薄くなる
- ・尿スプレーを防止できる
- ・性格が温和になり、ケンカ、家出が減る
- ・精巣腫瘍などの病気の予防になる

メス猫の場合：不妊手術

- ・発情しない
- ・妊娠しない
- ・発情期の異様な鳴き声なくなる
- ・管理しやすくなる
- ・メス特有の子宮、卵巣、乳腺などの病気の予防になる

(5) 所有者の明示



チェックポイント3 所有者の明示の必要性

迷い猫や家出猫となった場合の発見が困難

野良猫と間違えられて引き取られ、結果として殺処分される可能性

明示措置の必要

明示措置・・・飼い主の住所・氏名・連絡先等がわかるようにすること

⇒首輪に名札等を付けたり、マイクロチップを使用したりする方法もある

⇒マイクロチップを使用している場合でも外観でわかるものを併用すると良い

⇒屋内飼養の場合でも、万が一屋外に猫が出てしまった時のことを考えれば首輪等の装着が望ましい

市の現状・・・毎年350～400匹の所有者の判明しない猫が引き取られるだけでなく、毎年400匹程度、市道等公の場所（国・県管理の道路等を除く）で車に轢かれる等で命を落としているが、首輪等の明示措置をしていない飼い猫や迷い猫が含まれている可能性がある

(参考) 迷い猫等があった場合

山口市では、飼い猫が帰ってこない、迷子になった等の相談があった場合は、山口健康福祉センター及び最寄の警察署に情報提供を行い、迷い猫が発見された場合、相談者にご連絡出来る体制をとっています。(なお、市では迷い猫の一時預かりや、捜索は行っておりません。)

(窓口) 市環境衛生課 衛生調整担当 083-941-2176 (大内御堀 496 清掃工場内)
南部衛生担当 083-973-8136 (小郡総合支所内)



(6) 適切な飼養と近隣への配慮

- ・猫の習性、生理等を十分理解し、飼い主として責任を自覚、愛情をもって終生、適切に飼養
- ・自己満足により、まわりの人のことが見えなくなり、他人に迷惑をかけたりすることのないよう、周辺地域の人々の立場を尊重し、細心の注意を図り飼養
- ・猫に関する苦情が人間関係にも影響を及ぼすことがあるので、苦情の内容をしっかり吟味し、自分の都合や言い分ばかりを主張しないで、より良い対応を心がける
- ・猫が嫌いな人や猫の毛やふけ等にアレルギー反応を起こす人もいることを理解する

(7) トイレのしつけと餌やり・水やり

- ・猫は決まった場所に排泄をする習性があるので、市販のトイレ砂などを用いて一定の場所にトイレを設置すれば、トイレのしつけをすることができる

★チェックポイント1 (P4)「屋内飼養の必要性・ポイント」を参考

- ・屋内飼養が原則だが、やむをえない理由で屋内飼養できず、屋外や出入り自由な状態で飼養する場合

⇒トイレのしつけを徹底

公共の場所や他人の土地に排泄して迷惑をかけていることがあるため、「自己所有地」でのトイレのしつけを徹底

★チェックポイント4 (P7)「適切な餌場・排泄場所・管理のポイント」を参考

⇒置き餌は絶対にしない

不衛生な状態となるだけでなく、カラスやハトの餌となり周辺を汚したり、野良猫の繁殖につながるため、「自己所有地」で決めた時間に食べられる量を与え、食べ残しは早めに片付ける

★チェックポイント4 (P7)「適切な餌場・排泄場所・管理のポイント」を参考

(8) 健康管理

- ・毎日の世話を通して猫の様子や飼育環境を観察し、猫の食欲、動作などに異常がないか気を配り、異常を感じた場合は早めに獣医師に相談
- ・猫にも感染症や生活習慣病など、たくさんの病気があるので、猫の状態を確認するための定期的な健康診断と予防接種をすることも重要



06 飼い主のいない猫（野良猫・地域猫）に接する人のルール

野良猫の多くは、無責任な飼い主による「捨て猫」や「不妊・去勢措置をされていない外猫（又は出入り自由猫）」に端を発して生まれた猫であり、こうした猫たちに罪はなく、むしろ人の猫に対する意識や接し方を見直す時期が来ています。

ここでは、飼い主のいない猫に関する代表的な二つの活動を紹介したうえで、飼い主のいない猫（野良猫・地域猫）への接し方において求められる、最低限必要なルール、マナーを提案しています。

TNR活動や地域猫活動を行う人はもちろん、なんらかの形で野良猫に関わる人は、飼い主ではなくとも責任と自覚を持ち、以下に提案するルールを守りましょう。責任と自覚のない自己満足な餌やりは、人に迷惑をかけ猫を不幸にするだけです。

飼い主のいない猫に関する代表的な二つの活動について

◎TNR活動

TNRとは、①猫を捕獲する（Trap）、②猫に不妊・去勢手術を施す（Neuter）、③猫が生活していたもとの地域へ戻す（Return）という頭文字をとったもの。TNR活動は、野良猫の数を今以上に増やさず一代限りの命を全うさせることを目的として、ボランティア等により野良猫の不妊・去勢手術を行う継続的な活動で、将来的に野良猫を減らすための有効な手段の一つといわれている。

◎地域猫活動

地域猫活動とは、猫の問題を地域の環境問題としてとらえ、自治会等がボランティアや動物愛護団体等と連携し、地域住民の理解と協力を得て、野良猫の不妊・去勢手術を行うとともに、地域でルールと役割を決めて世話をを行うといった活動であり、全国的な広がりを見せつつある。

(1) 近隣住民等への説明、理解を得る

- ・事前に近隣住民や地域等へ活動内容を説明して理解を得る

⇒本来は動物愛護が目的でも、近所の理解なしに迷惑をかけてしまうような行動は継続が難しく、結果として猫にとって最も残酷な結果を招くおそれがある

⇒近隣住民等の理解を得るためには、適切な管理を心がけるとともに、グループや地域内での役割分担を明確にし、責任の所在を明らかにしておくことが重要

★「適切な管理」については、チェックポイント4（P7）「適切な餌場・排泄場所・管理のポイント」を参考

(2) 不妊・去勢手術の実施

- ・世話できる匹数を保持し今以上匹数が増えないように、必ず不妊・去勢手術を実施

★チェックポイント2（P4）「不妊・去勢手術の必要性」を参考

- ・不妊・去勢手術をした野良猫には識別可能な目印を付けて判別できるようにする

⇒山口市では「耳先V字カット」の実施を推奨

耳先V字カット

○不妊・去勢手術の際に耳先をさくらの花びら状に1cm程度カットする方法

○山口市では以下の方法を推奨

（オス猫）右耳のV字カット（右の写真はオス猫の場合の例）

（メス猫）左耳のV字カット

○推奨の理由

- ・手術したことがわからず、再度捕まって開腹されてはじめてわかるようなケースがあるため、これを防止するために全国的にも行われてきつつある方法

- ・統一された方法で実施すれば、各地域の中でも管理された猫であると認識されやすい

○「耳先V字カット」の手術は、不妊・去勢手術のための麻酔がかかっている際に実施

耳先V字カットの例



(3) 新しい飼い主探しに努める

- ・最終目標は全ての猫に新しい飼い主を提供すること

⇒野良猫は栄養状態や病気、事故などのため比較的に短命であり、寿命の平均は5年以下といわれている

- ・「飼い猫として責任をもって飼養（屋内飼養を推奨）」してくれる新たな飼い主を探す努力を行う

(4) 適切な管理

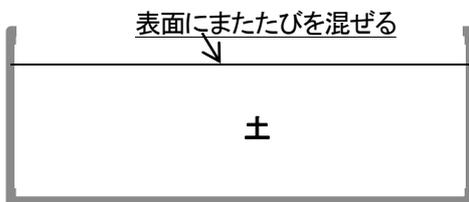


チェックポイント4 適切な餌場・排泄場所・管理のポイント

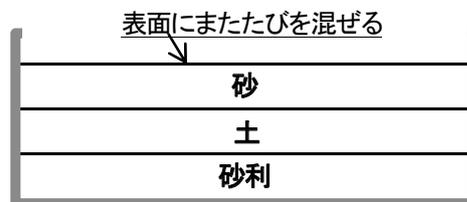
近隣住民等の迷惑にならないようにするには、適切な餌場・排泄場所の選定と管理を心がける必要があります。

- ① 餌場・トイレの設置や管理方法等について、事前に近隣住民に説明、了解を得る。
- ② 猫は餌場の周辺で特定の場所に排泄する習性があるので、この習性を利用してトイレを設置することで、地域や近隣住民に迷惑がかからないよう工夫。
- ③ トイレの設置場所は餌場の近く（2～3m）や猫の通り道がおすすめ。木陰など人目につかないところを選定。
- ④ 自身の所有地、又は所有者・管理者の許可を得た土地に設置。
- ⑤ 餌場や排泄場所の管理等の役割分担を行い、責任を明確にして適切な管理を継続。役割分担は複数人協力して行える方が望ましい。
- ⑥ 餌は市販のドライフードで十分だが、餌場以外の場所でやらないようにする。
- ⑦ 置き餌は絶対にしない。決めた時間に十分な量を与え、食べ終わるのを待って容器を回収、清掃を行う。
- ⑧ 餌やりの時間は、猫の行動パターンを観察してみて決める。一般的に昼間より朝や夕方の方が猫は警戒しないともいわれている。
- ⑨ 猫はきれい好きで汚れたトイレは使用しないため、最低でも1日1回の掃除は必要。
- ⑩ 餌を食べた後に排泄する習性があることから、それまでにはトイレを掃除しておく。
- ⑪ トイレの数は一般的に「猫の数+1」といわれている。トイレが汚れやすい場合は、猫の数に対してトイレが十分か見直してみる。
- ⑫ トイレの作り方（例）
 - 準備するもの
 - ・やわらかい土（やわらかい場所での排泄を好むため）
 - ・水はけの良いプランター
 - ・またたび（猫がそのトイレを使用する習慣づけのきっかけとして使用する）
 - 作り方
 - ・土をプランターに移した後、表面にまたたびをふりかけて、軽く混ぜる。土は固めずに柔らかくしておく。

（一般的な例）



（その他の例）



07 猫を飼う人接する人へのメッセージ

「猫」は、近年でこそ飼い猫の不適正飼養や捨て猫等による野良猫の繁殖、ふん尿被害など、様々な問題が深刻化してきていますが、トラブルの原因となっているその「猫」は、古くから私たち「人」の傍らで愛玩動物として、あるいは鼠などを駆除するための有益獣として暮らしてきたといわれています。

「猫」が変わったわけではありません。変わってしまったのは「人」であり、「人」の考え方や「人」が作ってきた環境ではないでしょうか。また、様々な問題もその根本をたどれば「人」の「猫」に対する飼い方や接し方にあるのではないのでしょうか。

「猫」は自ら生活環境をつくり変えることはできません。であるとすれば、嫌いだから、迷惑だからといってただ排除するのではなく、今一度ここで、「猫」が好きな「人」も、嫌いな「人」も、「人」一人一人が、「人」と「猫」との関わり方について考え、「人」が「猫」と快適に共生できるよう、「猫」の生活スタイルをコントロールしていく必要があるのではないのでしょうか。

この『ガイドライン』はそのための指針として作成したものです。是非ご活用いただき、「人と猫とが快適に共生できるまち」の創造の一助となることを期待しています。

